

印東加圧ポンプ場電話設備貸借仕様書

令和6年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

印東加圧ポンプ場電話設備賃貸借仕様書

- 1 事業名 印東加圧ポンプ場電話設備賃貸借
- 2 賃貸期間 設置した日以降最初に到来する月初日から起算して60か月（5年）
- 3 納入期限 令和7年2月28日までに機器の設置及び調整を完了すること。
- 4 事業場所 佐倉市高崎948番地（印東加圧ポンプ場内）
- 5 適用 本仕様書は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が本契約の相手方（以下「受注者」という。）から賃貸借する印東加圧ポンプ場電話設備（以下「電話設備」という。）の賃貸借契約に適用する。
- 6 契約の範囲 本契約の範囲は、電話設備の搬入、据付、試験調整、取扱説明、保証、保守点検、既設電話設備撤去及び諸手続等とする。
- 7 搬入、据付及び試験調整等 電話設備の搬入、据付、試験調整及び取扱説明は以下のとおりとする。
 - (1) 電話設備の据付、試験調整の作業時間は、原則として発注者が指示する時間内に行う。ただし、指示時間外に作業の必要がある場合は、あらかじめ承諾を得ること。また、各施設の運営に支障のないように作業を行うこと。
 - (2) 据付、試験調整の作業時において、法令等に定めがある場合は、資格を有する者が作業を行うこと。
 - (3) 据付、試験調整の作業に当たっては、十分な打合せを行った後に実施すること。また、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な処置を講じ労働災害の防止に努めること。
 - (4) 印東加圧ポンプ場設備機器等への悪影響を及ぼさないように据付すること。
 - (5) 既設電話ケーブル・モール等を再利用するものとする。ただし、劣化している場合は、受注者の費用負担により新設すること。
 - (6) 各電話機の内線番号、電話帳、短縮ボタン、その他機能ボタン等のデータ設定を行うこと。また、各電話機には内線番号がわかるように表示すること。
 - (7) 外線着信時に着信音又は着信ランプにより、外線番号の判別ができるように設定を行うこと。また、ドアホン呼び出し時についても、判別できるように設定を行うこと。
 - (8) 電話設備は、製造者の現行最新製品の新品とし、社内規格による各種動作確認及び、据付完了後の試験調整を行うこと。
 - (9) 既設FAXの接続設定を行うこと。
 - (10) 搬入、据付、試験調整後に十分な取扱説明を行うこと。

- 8 保証 保証期間は、本件引渡しの翌日から起算して1年間とし、受注者の機器製作据付及び試験調整に起因すると判断される障害が発生した場合、受注者は速やかに無償修理又は交換を行うものとする。
- 9 保守点検 保守点検は、以下のとおりとする。
(1) 電話設備の故障、使用上のトラブルが発生したときは、速やかに保守点検を行い、業務に支障がないよう対応するものとする。
(2) 保守点検は、電話設備の設置場所又は使用場所で行うことを基本とする。ただし、電話設備の状況によって、それ以外の場所で保守点検を行う必要がある場合は、代替機を用意したうえで行うものとする。
- 10 諸手続等 本契約の履行に必要な手続及び費用は、本契約に含むものとし、受注者の費用で行うものとする。
- 11 電話設備仕様 電話設備仕様は以下のとおりとする。
(1) 主装置：一式
αZX type M
(日本電信電話(株)製) 又は同等品
※付属品含む
(2) 蓄電池設備：一式 ※停電対応10分程度
(3) 電話機：13台
αZX type M 標準電話機 (18以上のボタンタイプ)
(日本電信電話(株)製) 又は同等品：10台
αZX type M カールコードレス電話機 (24ボタンタイプ)
(日本電信電話(株)製) 又は同等品：3台
(4) ドアホン：2台 (玄関前、門扉前)
αZX type M ドアホン (音声タイプ)
(日本電信電話(株)製) 又は同等品：2台
- 12 その他 (1) 本契約の履行に当たっては、本仕様書の定めるところによるほか、関係法令等を遵守すること。
(2) この仕様に定めのない項目については、その都度協議して定めるものとする。